

# 横浜市立戸塚中学校

## いじめ防止基本方針



### はじめに

いじめは、決して許される行為ではありません。いじめられている子供がいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている子供にはその行為を許さず、毅然として指導していく必要があります。

いじめを防止するためには、全員が子供のいじめに関する課題意識を共有するとともに、自己の役割を認識し、また、子供自らも安心して豊かな社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない風土づくりを進めていかなければなりません。そこで、横浜市は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定及び国のいじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）さらには「横浜市いじめ防止基本方針」（以下「横浜市基本方針」という。）に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「横浜市立戸塚中学校いじめ防止基本方針」（以下「戸中基本方針」という。）を策定します。この「戸中基本方針」では、いじめの防止等の取組を市全体で円滑に進めていくことを目指し、すべての子供の健全育成及びいじめのない子供社会の実現を方針の柱としています。本校においては、横浜市基本方針が求める「教育委員会の取組」等、市が実施する施策を参酌して、学校における「いじめの防止等を推進する体制づくり」を確立するとともに、迅速かつ適切に「重大事態」等に対処します。

### PEACEプロジェクト（戸塚中学生徒会特別委員会）

「笑顔とともに生きる喜び～それぞれの輝く未来に向かって～」  
子ども会議アピール文「**想**～相手と心から向き合おう」

私たちは、横浜子ども会議を通して「いじめを許さない 社会」をつくるためや「いじめ」をなくすためにどうするべきか考えてきました。その話し合いの中で、改めてものの見方はそれぞれ違うこと、相手と自分がしっかりと分かり合うことが大切だと気づきました。だから、互いの分からないところを知るためには、お互いが心から向き合う必要があります。そこで私たちは、「**想**～相手と心から向き合おう～」を、横浜市立学校の全児童・生徒に発信したいと思います。

このアピール文にともない、本校では「PEACEプロジェクト」（生徒会特別委員会）を発足し、いじめに関する課題意識を共有するとともに、自己の役割を認識する機会とし、いじめを許さない風土づくりを進めていく。

「笑顔とともに生きる喜び～それぞれの輝く未来に向かって～」

### 目次

#### はじめに

PEACEプロジェクト	1
I いじめ問題に関する基本的な考え方	2
II 組織の設置と役割及び組織的な取組	3
III いじめ防止及び早期発見のための取組	3
IV 重大事態への対応	6
早期発見「いじめ」のサインを見逃さない	7
相談窓口一覧	8



## I いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの生徒たちにも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見早期対応に取り組むことが重要である。

いじめ問題への取組にあたっては、学校長をリーダーとして、学校全体で組織的な取組をすすめる必要がある。とりわけ「いじめを生まない土壌づくり・風土づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動全般において行われ、すべての教職員が日々実践することが求められる。

以下の法では、いじめを見落とすことのないよう、いじめを広くとらえており、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた生徒の立場に立つことが必要であると考えます。

## いじめの定義

いじめの定義法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※いじめの定義に係る用語の解釈及び留意点については「国の基本方針」を参照

### 《参考》生徒指導提要（平成22年3月文部科学省より）

文部科学省では、（従来）「自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」としてきましたが、平成18年度に（上記のように）見直しました。これにより、いじめられる側の精神的・身体的苦痛の認知として、いじめを認知しやすいにしています。しかし、従来の調査基準にみられる、いじめは力の優位・劣位の関係に基づく力の乱用であり、攻撃が一過性でなく反復継続して行われるという指摘は、いじめの本質を的確に突いています。

## いじめ防止等の対策に関する基本理念

すべての子供は、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子供が健やかに成長していくことはいつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。子供は人と人とのかかわり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、だれもが安心して生活できる場であれば、子供は温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。子供の生活の場は、他者を排除するような雰囲気を排除し、その場は子供の居場所として安心できる機能を十分に満たされなければならない。（しかし、ひとたび子供の生活の場に、他者を排除するような雰囲気が形成されれば、その場は子供の居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。）子供にとって、いじめはその健やかな成長（高め合い）への障害要因となるだけでなく、将来に向けた希望（成しとげる）を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

いじめを防止するための基本となる方向性

（1）いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの子供にも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。

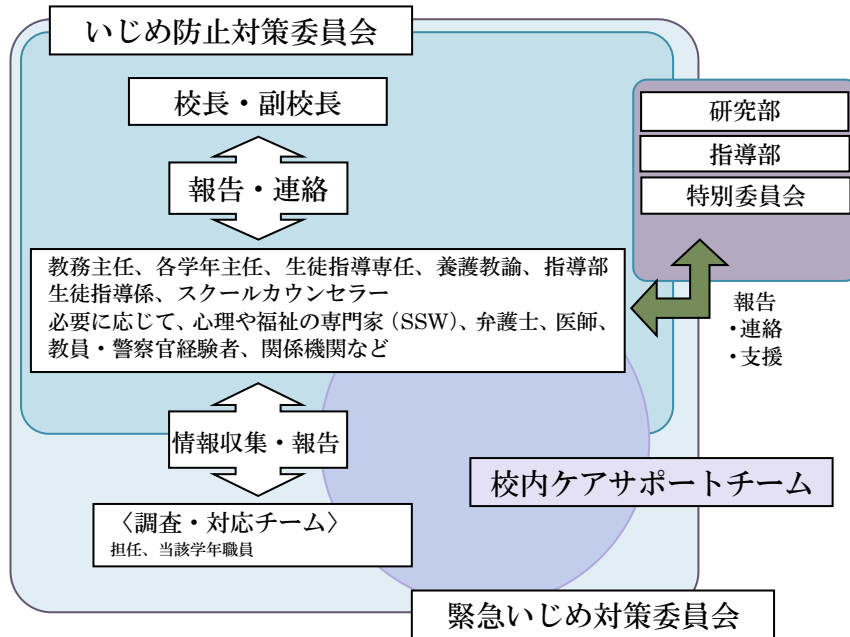
（2）いじめを防止するには、特定の子供や特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。

（3）子供の健全育成を図り、いじめのない子供社会を実現するためには、学校、行政機関、保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。

（4）子供は、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子供社会の実現に努める。

## Ⅱ 組織の設置と役割及び組織的な取組

いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行う必要がある。そのために早期発見・早期対応はもちろん、普段からいじめを生まない学校・学年・学級風土を形成するための「予防的」「開発的」な取組が、あらゆる教育活動全般で展開することが求められる。いじめ問題に特化した機動的な「いじめ防止対策委員会」を設置し、そのチームを中心として、教職員全体で共通理解を図り、総合的ないじめ対策を図る。また、組織が有効に機能しているのか、定期的に点検・評価を行い、生徒の状況や地域の実態に応じた取組を展開していく。



### 組織の役割

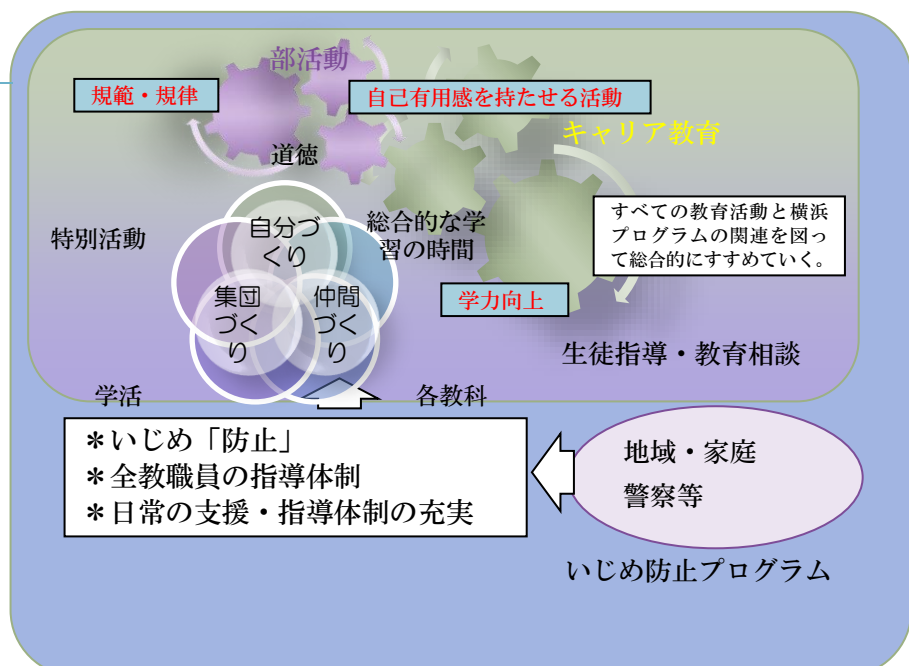
- \* 年間指導計画及び活動事例の作成と実施
- \* 実態把握（教育相談やアンケート）・早期発見
- \* 保護者・地域への啓発活動
- \* 保護者・地域・関係機関との連絡調整
- \* 校内研修の立案
- \* 関係生徒の指導とケア
- \* PDCA サイクルによる検証

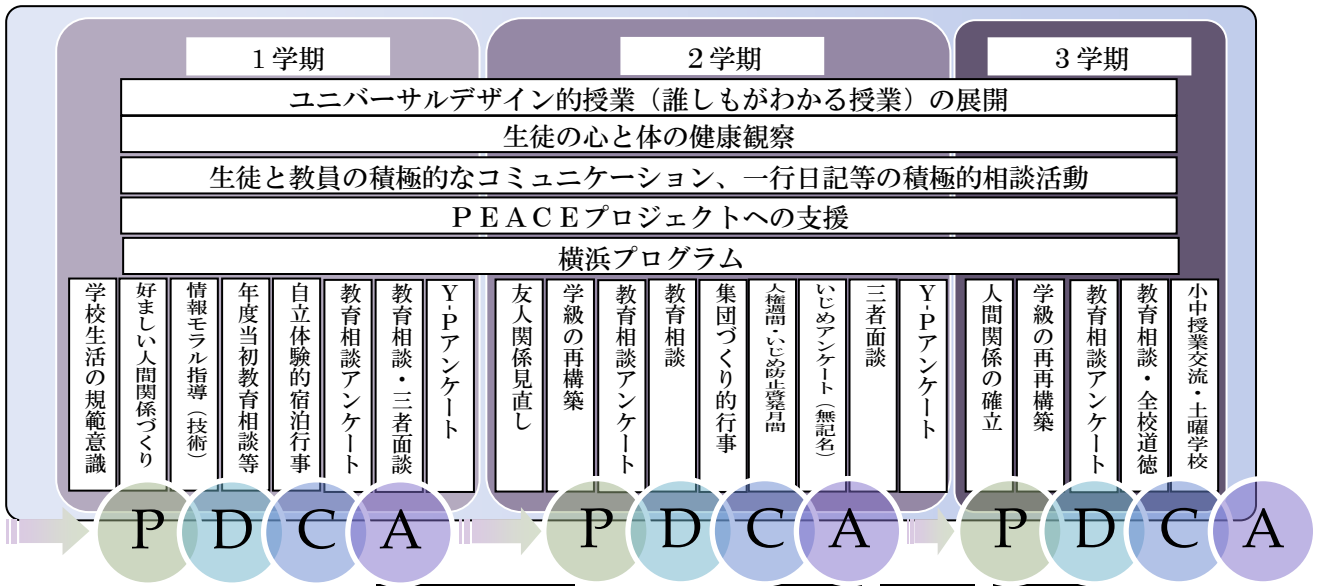
### 組織的な取組

- ① いじめの防止
- ② いじめの早期発見
- ③ いじめに対する措置
- ④ 研修などの実施
- ⑤ 学校・家庭・地域の連携

## Ⅲ いじめ防止及び早期発見のための取組

### カリキュラムの体系





\*豊かな人間関係を育むための「横浜プログラム」を実施する。→「自分づくり」, 「仲間づくり」, 「集団づくり」→キャリア教育  
 \*人権感覚を養うためのプログラムを行う。 \*生命尊重の視点に立ったプログラムを行う。

		II 教育相談活動		I 予防的活動			
		アンケート活動	相談活動	学級活動	道徳	総合	行事
4月	居場所・リレーションづくり	事前アンケート	二者面談 (教育相談)	●未来予想図 ●自分紹介すごろく	●いろいろな気持ち を表現しよう	●自分をパワーアップ!	入学式 新入生スタートカリキュラム 生徒指導情報共有研修
5月			教育相談週間 (部活動)	校外活動目標設定と 振り返り	●なんて言うかな	●体育大会練習	1年遠足 2年自然教室 3年修学旅行
6月		アンケート	個別教育相談	定期試験目標設定と 振り返り	●自助、共助の精神 ●あなたはどちら?	部活動	体育的行事 「体育大会」
7月		Y-P アセスメント アンケート	個人面談 (三者面談)	1学期の振り返りと 2学期の目標設定	自分づくり		
8月				定期試験目標設定と 振り返り			
9月	深く知る、集団の凝集性を高める	事前アンケート	二者面談 (教育相談)	体育的行事目標設定 と振り返り	●堪忍袋		朝の挨拶運動
10月				文化的行事目標設定 と振り返り	●発見ピンゴ	●合唱コンクール クラス交流	文化的行事 「実り祭」
11月		いじめアンケート	個別教育相談	定期試験目標設定と 振り返り	集団づくり	仲間づくり	学校を開く週間 1年職業体験学習 2年職業体験学習 土曜参観
12月		Y-P アセスメント アンケート	個人面談 (三者面談)	2学期の振り返りと 3学期の目標設定			
1月	集団の確立を完成に近づける	事前アンケート		定期試験目標設定と 振り返り		●物語をつくらう	
2月		Y-P アセスメント アンケート					新入生保護者説明会
3月		アンケート	教育相談週間	3年生を送る会目標 設定と振り返り 1年間の振り返りと 次の学年の目標設定	●たくさんの葉		卒業式

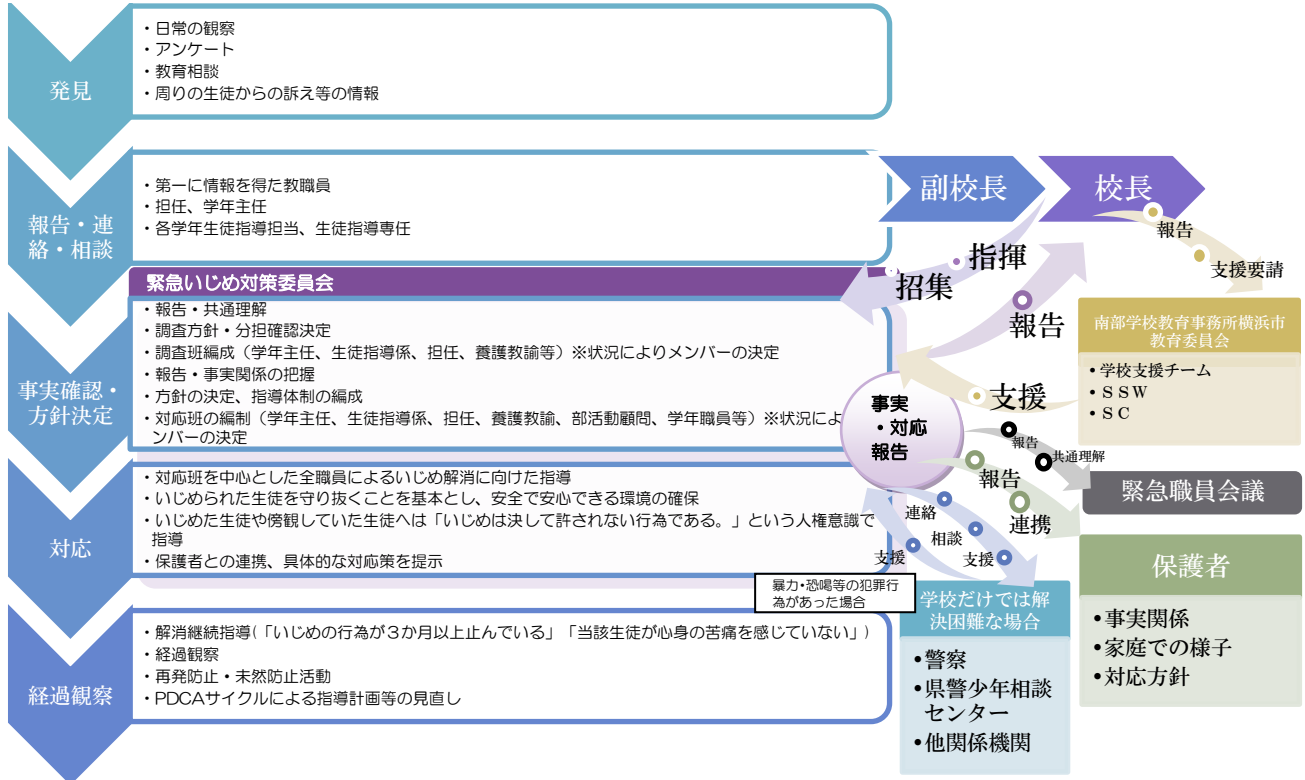
●横浜プログラム ※アサーション、ソーシャルスキル、グループワーク、ピアサポート等を取り入れる。

	教職員の動き	具体的取組、対応策
①いじめ防止及び②いじめの早期発見	<ul style="list-style-type: none"> <li>●いじめ問題に取り組むための体制づくり 対応マニュアルの作成、いじめ防止のための年間指導計画 いじめに関する学校評価（PDCA サイクル）</li> <li>●日頃の生徒の観察と情報交換 いじめの早期発見、早期対応</li> <li>●教育相談の充実 養護教諭、スクールカウンセラーとの連携</li> <li>●アンケート活動の充実 定期的なアンケート調査 全市一斉アンケート調査と検証</li> <li>●「居場所づくり」学級経営、部活動経営、授業づくりの充実</li> <li>●「集団づくり」道徳、学活、行事、部活動等の取組</li> <li>●ネットいじめへの対処及びモラル教育</li> <li>●実態把握</li> <li>●生徒による主体的活動の実施</li> <li>●特に配慮が必要な生徒への支援、保護者連携、周囲の生徒への指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎いじめ防止対策委員会の常設と、月1回以上の定期開催</li> <li>◎生徒の観察 巡回指導・支援、教室渡りの徹底 教職員と生徒とのコミュニケーションづくり 出欠席の確認の徹底</li> <li>◎情報交換の予定の位置づけ 朝の連絡（全体、学年）、学年会・放課後の連絡（些細な変化の報告）、生徒指導係内での報告</li> <li>◎教育相談アンケート、教育相談、一行日記の実施 年 6回以上実施、様々な教職員への相談</li> <li>◎外部相談機関の紹介</li> <li>◎横浜プログラム（グループエンカウンター、ピアサポート、ソーシャルスキルトレーニング）</li> <li>◎道徳や技術科の授業において、ネットモラル教育</li> <li>◎Y-Pアンケートの実施 学期末の実施、振り返り、学年・学級の再構築</li> <li>◎PEACEプロジェクト（生徒会いじめ防止対策特別委員会）への支援 便りの作成、意見箱・ほめほめボックス「伝言箱」の設置、元気になる言葉掲示等</li> <li>◎部活動指導における人権、規範意識、自己有用感向上を意識した部活動指導</li> </ul>
③いじめに対する措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>●体制づくりと対応 組織的対応の組織づくり 対応の記録と進捗の管理 役割分担と責任の明確化 全職員への情報提供と共通理解</li> <li>●いじめられた生徒への支援 事実確認、継続的な状況確認 親身な相談・支援と悩みを受け止める受容 いじめを解決する、いじめは許さないという意思表示 指導の記録（個人情報、人権への配慮）</li> <li>●いじめた生徒への指導・支援 事実確認、継続的な状況確認 いじめは許さないという毅然とした指導 指導の記録（個人情報、人権への配慮） いじめた保護者への説明</li> <li>●当該保護者（加害・被害）との連絡・連携 事実、指導の経過の報告 家庭での様子の確認 今後の相談</li> <li>●周囲の生徒（傍観）への指導・支援 いじめは許さないという意思表示 はやしたてたり、見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定していることへの理解 いじめを訴えることは、自分を守ることにつながり正義に基づいた行為であることを理解</li> <li>●関係機関連携 警察への相談 被害者ケアのための専門機関連携</li> <li>●いじめられた生徒を守るための対策 全職員の共通理解 全職員の解決に向けた支援</li> <li>●学年・学級全体への指導・支援 いじめの指導（原因、組織環境、改善策） 豊かな人間関係を育むための指導</li> <li>●終息後の対応 卒業時までの継続指導 充実した学校生活への環境改善 地域・家庭との連携 いじめに関する学校評価（PDCA サイクル）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎緊急いじめ対策委員会の結成 指導方針の検討、保護者対応 警察等の関係機関への情報提供 教育委員会への報告</li> <li>◎専門的指導の導入 養護教諭、スクールカウンセラー、医療との連携 メンタルヘルスケア</li> <li>◎家庭と連携した指導 相手の思い、自己の行為を振り返り考えさせる指導 いじめに至った加害生徒の原因や背景の確認 被害生徒の心のケア、自尊心、存在感を持たせる活動、環境整備・提供</li> <li>◎明確な指導方針、対応策の提示 家庭訪問を基本とした事実、指導の報告 具体的対応策の提示</li> <li>◎サポートチームでの対応策の検討 校内巡視の強化 必要に応じた登下校の送り迎え、見守り 状況調査確認（アンケート見直し、授業資料の見直し、学級での聞き取り） 緊急避難としての欠席（学習の保証を考える） 席替え、班替え 友人づくりの支援 深刻な場合、転校措置の弾力的運用</li> <li>◎人間関係づくりプログラム（横浜プログラム）の積極的実施、人権教育の積極的実施 アンガーマネジメント、ストレスマネジメント、ソーシャルスキルトレーニング</li> <li>◎いじめ問題の取組を保護者・地域に発信 保護者会の実施、 オープンスクールの実施 意見交換会の実施</li> <li>◎教育相談等の継続、実態調査</li> <li>◎安心・安全な学校づくりの推進 学年・学級風土の見直し、授業改善</li> <li>◎職員、生徒、保護者、地域による評価（学校評価） PDCAサイクルを活用、学校評価</li> </ul>
④研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>●校内研修の充実 計画的な研修の実施 生徒指導研修 いじめ防止、対応に向けた研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎カウンセリングマインド、コーチングの習得、事例研究 教職員のコミュニケーションスキルアップ 対応の具現化に向けた事例を使った対応訓練</li> </ul>
⑤関係機関連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>●連携 いじめ問題の提議、学校の対策方針の提示 たより、授業参観等による学校の様子のオープン化 家庭教育の協力依頼、地域への協力依頼</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎保護者・地域・生徒への取組の紹介と協力要請 入学式、地区懇談会、保護者会、校長を囲む会 学校だより、学年だより、学級だより等 ホームページでの公開、メール配信 地域のマンパワーの活用（あいさつ運動、登下校指導等）</li> </ul>

## IV 重大事態への対応

いじめを認知した場合またいじめではないかと感じたときは、教職員一人で抱え込まずに学年及び学校全体で対応すること大切である。教職員が一人で抱え込み、注意の足りない対応をすることで、さらに生徒につらい思いをさせたり、地域・保護者からの信頼を失うことになる。そのような状況避けるためにも、日頃からの教職員のコミュニケーションを大切に、報告・連絡・相談を基本とし、組織的に対策委員会を開催し、方針を立て取り組むことが必要である。

## 迅速な初期対応



## いじめの態様

いじめの態様について、その行為が刑罰法規に抵触する可能性

- |                                    |                                   |            |
|------------------------------------|-----------------------------------|------------|
| ●冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる       | →                                 | 脅迫、名誉毀損、侮辱 |
| ●仲間はずれ、集団による無視                     | ※刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要 |            |
| ●軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする    | →                                 | 暴行         |
| ●ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする          | →                                 | 暴行、傷害      |
| ●金品をたかる                            | →                                 | 恐喝         |
| ●金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする     | →                                 | 窃盗、器物破損    |
| ●いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、さらされたりする | →                                 | 強要、強制わいせつ  |
| ●パソコンや携帯電話で、誹謗中傷やいやなことをされる         | →                                 | 名誉毀損、侮辱    |

## 早期発見「いじめ」のサインを見逃さない

	学 校	おかしいなと思ったら、学校と家庭で情報共有、連携	家 庭（保護者）
身体	<input type="checkbox"/> 顔や身体に傷やあざができている <input type="checkbox"/> 身体の不調を訴える・保健室やトイレに行くことが多い <input type="checkbox"/> 表情が沈んで暗くなる		<input type="checkbox"/> けがや傷を負って帰ってくる <input type="checkbox"/> 登校時に身体の不調を訴える <input type="checkbox"/> 寝付きが悪く、寝不足が続く、朝なかなか起きてこない <input type="checkbox"/> 急に食欲がない
表情や態度	<input type="checkbox"/> 話したがならない <input type="checkbox"/> わざとはしゃぐ（急に落ち込む） <input type="checkbox"/> ぼんやりした状態である <input type="checkbox"/> 視線を合わせない・うつむいている <input type="checkbox"/> 笑顔が少なくなり、沈んでいる時間が多い <input type="checkbox"/> 登校時刻がぎりぎりである		<input type="checkbox"/> 口数が少なくなる。学校の話をしなくなる <input type="checkbox"/> 友達のことを話さなくなる <input type="checkbox"/> おどおどしたり、いらいらしたり、感情の起伏が激しくなる <input type="checkbox"/> 家族や物にあたることが多い <input type="checkbox"/> 電話を受けた後、落ち着かない
行 動	<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が増える（理由を言いたがらない） <input type="checkbox"/> 教室に入りたがらない・授業に遅れる <input type="checkbox"/> 急に学習の意欲を失う・成績が低下する <input type="checkbox"/> 忘れ物や期限遅れの提出物が多くなる <input type="checkbox"/> 当番活動や休み時間に、ぼつんと一人である場面が多い <input type="checkbox"/> 休み時間に、職員室や保健室の近くにいる <input type="checkbox"/> 特定のグループと行動するようになる <input type="checkbox"/> つかいっぱしりをさせられる <input type="checkbox"/> 食事を残す、食べないことなどが多い <input type="checkbox"/> からかわれることが多くなる <input type="checkbox"/> 無視をされる、遊びの仲間に入れてもらえない <input type="checkbox"/> 技を仕掛けられることがある <input type="checkbox"/> 発言に爆笑される、くすくす笑われるなどのことがある <input type="checkbox"/> 仕事を押しつけられる <input type="checkbox"/> 食べ物にいたずらをされる <input type="checkbox"/> 席を離される・席替えや集団行動で避けられる <input type="checkbox"/> 同じ役目ばかりさせられる <input type="checkbox"/> 学級の仕事や部活などを突然やめるなどと言い出す <input type="checkbox"/> 学習道具を出さない（出せない状況がある） <input type="checkbox"/> レク等のとき、特定の生徒の失敗に避難が激しくなる <input type="checkbox"/> 遊んでいる中で特定の生徒に不利な役ばかりが回る <input type="checkbox"/> 一人でいることが多い <input type="checkbox"/> 集中して攻撃される <input type="checkbox"/> 1人だけからかわれている・何かさせられる <input type="checkbox"/> 発言に対して冷やかしゃやジを飛ばされる・無視される・周囲がざわつく <input type="checkbox"/> 発言を強要される <input type="checkbox"/> いつまでも残っている、あわてて帰る		<input type="checkbox"/> 突然、友達に呼び出される <input type="checkbox"/> 人に物を貸すことが多くなる <input type="checkbox"/> 家からお金を持ち出す お金を頻繁に要求する <input type="checkbox"/> そわそわして落ち着かない <input type="checkbox"/> 持ち物にいたずら書きをされている <input type="checkbox"/> お金の使い方が激しくなる <input type="checkbox"/> 下校後、服が汚れていたり、破れている <input type="checkbox"/> 外に出たがらない、部屋に閉じこもる <input type="checkbox"/> ぼんやりしたり、ふさぎ込んだりしている <input type="checkbox"/> 学習意欲が低下する <input type="checkbox"/> 「クラスを変わりたい」「転校したい」「部活をやめたい」などとこぼす <input type="checkbox"/> 急に甘えてきたり、はしゃいだりする <input type="checkbox"/> 友達関係が変化する <input type="checkbox"/> 見覚えのない品物を持っていたり、大切にしていた物がなくなる <input type="checkbox"/> 「自分はだめだ」「死にたい」などと話す <input type="checkbox"/> 携帯電話やスマートフォンに連絡が頻繁に入るが出ない <input type="checkbox"/> 携帯電話やスマートフォンに入る連絡に過剰に反応する・不安な顔をする
持ち物	<input type="checkbox"/> 紛失物が多くなる <input type="checkbox"/> 持ち物が隠される <input type="checkbox"/> 持ち物や掲示物にいたずら書きが増える <input type="checkbox"/> 必要以上のお金を持っている <input type="checkbox"/> 名前やあだ名の落書きが多くなる		
服装	<input type="checkbox"/> 服や汚れたり破れたりしている <input type="checkbox"/> ボタンが取れている <input type="checkbox"/> 服に靴の踏みあとがついている		

## いじめている側のサイン

<input type="checkbox"/> 暴力的な言動が目立つ	
<input type="checkbox"/> 金銭の使い方が派手になる	
<input type="checkbox"/> 時間にルーズになる	
<input type="checkbox"/> 普段持っていないものを持っている	
<input type="checkbox"/> 友達を中傷する言動が目立つ	

相談窓口名称（運営主体）	電話番号	開設時間	備考
いじめ110番 （横浜市教育委員会）	0120-671-388	24時間（年中無休）	
一般電話相談 （横浜市教育委員会）	045-671-3726	月～金 9:00～17:00 （年末年始を除く平日）	子どもの不登校・友人関係・学習・進路・セクシャルハラスメントなど、いっしょに考えます。
横浜市青少年相談センター （横浜市子ども青少年局）	045-260-6615	月～金 8:45～17:15 （年末年始を除く平日）	おおむね15歳から40歳の青少年に関する総合的な相談並びに青少年の自立、及び社会参加の支援を行っています。
子どもの人権110番 （法務省・法務局）	0120-007-110 フリーダイヤル	月～金 8:30～17:15 （年末年始を除く平日）	いじめ・体罰・児童虐待など子どもの人権に関する相談を受けています。
	インターネット 【人権相談窓口】で検索	24時間 （年中無休）	住所氏名等を入力すると、後日、最寄りの法務局から連絡があります。
南部児童相談所	045-260-6510	月～金 8:45～17:15 （年末年始を除く平日）	（磯子・金沢・港南・栄・戸塚区）
いのちの電話 （日本いのちの電話連盟）	0120-738-556 フリーダイヤル	8:00～翌朝8:00 （毎月10日）	
横浜いのちの電話 （社会福祉法人）	045-335-4343	24時間 （年中無休）	
ユーステレホンコーナー （神奈川県警少年相談・保護センター）	0120-45-7867 フリーダイヤル	月～金 8:30～17:15 （年末年始を除く平日）	
子どもの人権相談	045-211-7700	毎週火曜日 13:15～16:15 （予約制）	予約受付時間 月～金9:00～17:00 深刻ないじめ、不登校などの相談（電話相談も可）